

# 川西市健幸まちづくり条例

## 前文

住み慣れたまちで、生涯にわたり、健康で幸せに暮らし続けることは市民共通の願いです。そして、健康は社会の活力の維持向上に欠くことができないものです。

近年、急速な高齢化の進展、疾病構造の変化等、市民の健康を取り巻く環境は大きく変化してきました。一人ひとりが心豊かにいきいきと暮らしていくためには、いかにして健康で過ごすことができる期間を長く保つことができるかが大きな課題となっています。

このため、市民一人ひとりが、自らの健康に関心を持ち、食生活の改善、運動の習慣化等を通じた健康づくりに主体的に取り組むことにより、生涯にわたる生活の質を高めていくことが必要です。

また、個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を大きく受けることから、地域社会全体の取組として健康を支え、守るための環境を整備していかなくてはなりません。

一方、本市には、「活発な地域活動」という強みがあります。かねてより各地域においては、その地域の特性を生かした地域づくり活動が展開され、その中で、健康づくりにつながる取組も展開されてきました。それらの取組は、地域交流や社会参加を通じた人と人の出会いも生み出し、ひいては地域の活力にも大きくつながっていきます。これらの地域活動そのものが健康づくりであり、健康は地域の活力の源であると言っても過言ではありません。

そこで、健康で幸せに暮らし続けることを「健幸」と定義し、「健幸」につながる幅広い視点から、本市の強みである市民力や地域力を生かした、健康づくり、人づくり、まちづくり、すなわち「健幸まちづくり」に取り組むことが重要です。

ここに、健幸まちづくりについての基本理念を明らかにするとともに必要な事項を定めることにより、「健幸」で活力ある社会の実現に寄与することをめざし、この条例を制定します。

## (解説)

本条例の趣旨を多くの方に理解してもらうため、前文を設けました。

条例を制定するに至った背景、条例の必要性、健幸まちづくりを推進することへの決意と「健幸」で活力ある社会の実現に寄与することなど条例制定の意義を明らかにしています。

## (目的)

第1条 この条例は、健幸まちづくりについて、その基本理念を明らかにするとともに、市民、市民公益活動団体、事業者、学校等、保健医療福祉関係者の役割や市の責務、その推進のための基本となる事項を定めることにより、「健幸」で活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

( 解説 )

本条例に規定する事項(基本理念、市民、市民公益活動団体、事業者、学校等、保健医療福祉関係者の役割や市の責務、健幸まちづくり推進のための基本となる事項)を明らかにし、「健幸」で活力ある社会の実現に寄与することを目的としています。

( 定義 )

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

「健幸」 市民一人ひとりが、健康で幸せに暮らし続けることをいう。

健康づくり 心身の健康の保持・増進を図るための取組をいう。

ライフステージ 妊娠・出産期、乳幼児期から高齢期にわたる人の生涯における各段階をいう。

市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいう。

市民公益活動団体 自発的及び自主的に行われる市民その他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行う自治会、コミュニティ組織、ボランティア団体、NPO等の団体をいう。

事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

学校等 市内の保育所、認定こども園等の就学前児童が通所する施設及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校をいう。

保健医療福祉関係者 市内で保健医療福祉サービスを提供する個人又は法人その他の団体をいう。

( 解説 )

この条例で使用する用語の定義を定めたものです。

「健幸」 一人ひとりが健康かつ生きがいを持ち、安全安心で豊かな生活を営むことのできることを表す新たな用語です。

健康づくり 健康づくりは、単に「病気にならないための取組」ではなく、また、病気や障がいの有無にかかわらず、生涯にわたっていきいきと安心して暮らすため、個人の状況に応じた運動、バランスの取れた食事、歯及び口腔のケア、快適な睡眠の確保、疾病の予防及び治療、リハビリ等を通じて、「心身の健康の増進を図るための取組」です。(兵庫県健康づくり条例の解説より引用)

ライフステージ 市では、ライフステージを「妊娠・出産期」、「乳幼児期」、「少年・思春期」、「青年期」、「壮年期」、「高齢期」に区分し市民の主体的な健康づくりを支援しています。

市民 市内に居住する者、市内にある事務所または事業所に通勤する者、市内にある学校や幼稚園、保育所、施設などに通学、通園・通所する者としてします。

市民公益活動団体 「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」に基づき定義しており、「市民公益活動」とは、市民の自発的及び自主的な様々な活動のうち、不特定かつ多数のものの利益(=公益)の実現をめざすもので、社会貢献的な活動(=社会・地域の課題解決を目的とした活動)をその対象としています。

事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業活動を行う企業、商店等をいいます。

学校等 市内の保育所、認定こども園、地域保育園、認可外保育施設、小規模保育事業所等の就学前児童が定期的に通所・通園する施設や幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、短期大学、大学等をいいます。

保健医療福祉関係者 市内で活動する医療機関、保健医療福祉分野の職能団体や法人、保健医療福祉に関する専門職をいいます。

## (基本理念)

第3条 健幸まちづくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

市民一人ひとりが主体となって、自らの健康や生活習慣に関心を持ち、それぞれの健康状態やライフステージに応じて生活の質を高めるよう取り組むこと。

地域社会全体の取り組みとして、市民、市民公益活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者と市が相互に連携を図りながら協働して推進すること。

歩くことをはじめとする身体活動や運動及び食を通じて、個人の健康意識を高めるだけでなく、出会いや交流を深めることにより、地域の活性化を促すものであるという認識のもとに推進すること。

## (解説)

健幸まちづくりを推進するにあたり、3つの基本理念を定めています。

健康は、個人の健康観に基づき、一人ひとりが主体的に取り組むことによって実現されるものです。自らが積極的に健康や生活習慣に関心を持つとともに、それぞれの健康状態やライフステージに応じた生活の質の向上を目指して継続的に生活習慣を改善し、健康の保持・増進に取り組むこととしています。

個人の健康は、家庭、学校等、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、地域社会全体が相互に支え合いながら、官民協働により健幸まちづくりを推進することとしています。

歩くことをはじめとする身体活動や運動、食生活の改善は、生活習慣病や介護予防、健康増進等に効果があると指摘されています。さらに、市民がまちを歩くことや行き交うこと等によって、挨拶や会話等市民同士の交流を生みだし、地域の活性化を促すことになるという認識のもとに、健幸まちづくりを推進することとしています。

## (市民の役割)

第4条

(1)市民は、基本理念にのっとり、健康づくりに関する理解を深め、それぞれのライフステージで人及び家族の状況に応じた健康づくりを積極的に実践するよう努めるものとする。

(2)市民は、基本理念にのっとり、学校等、地域、職場等において行われる健幸まちづくりに資する活動及び市が実施する健幸まちづくりの推進に関する事業に参加するよう努めるものとする。

## (解説)

市民が、健康づくりへの理解を深めるとともに、自らの健康状態を把握し健康的な生活習慣を身につけることで、それぞれのライフステージにおける個人や家族の状況に応じた健康づくりを積極的に実践するよう努めることを明記しています。

また、学校等や地域、職場等において行われる健幸まちづくりに資する活動や市が実施する健幸まちづくりの推進に関する事業に参加するよう努めることを定めています。

## （市民公益活動団体の役割）

### 第5条

- （1） 市民公益活動団体は、基本理念にのっとり、地域のつながり並びに自らの持つ知識及び専門性を生かし、健幸まちづくりに資する活動に取り組むよう努めるものとする。
- （2） 市民公益活動団体は、事業者、学校等又は保健医療福祉関係者が行う健幸まちづくりに資する活動及び市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### （解説）

それぞれの持つ地域とのつながりや知識、専門性を生かして、市民公益活動団体が健幸まちづくりに資する活動に取り組むよう努めることを明記しています。

また、様々な主体による健幸まちづくりに資する活動や市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に、市民公益活動団体が協力するよう努めることを定めています。

## （事業者の役割）

### 第6条

- （1） 事業者は、基本理念にのっとり、従業員等が健康づくりに取り組みやすい職場環境の整備に努めるとともに、自らの活動を通じて、健幸まちづくりに資する活動に取り組むよう努めるものとする。
- （2） 事業者は、市民公益活動団体、学校等又は保健医療福祉関係者が行う健幸まちづくりに資する活動及び市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### （解説）

事業者は、従業員等が受診しやすいように配慮した健康診断、検診等の機会の確保や健康に配慮した職場環境の整備等に努めるとともに、健幸まちづくりに資する活動に取り組むよう努めることを明記しています。

また、様々な主体による健幸まちづくりに資する活動や市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に、事業者が協力するよう努めることを定めています。

## 7 学校等の役割

### 第7条

- （1） 学校等は、基本理念にのっとり、幼児、児童、生徒及び学生に対し、健康教育を推進することにより、健幸まちづくりに資する活動に取り組むよう努めるものとする。
- （2） 学校等は、市民公益活動団体、事業者又は保健医療福祉関係者が行う健幸まちづくりに資する活動及び市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### （解説）

子どもたちの基本的な生活習慣は、家庭とともに学校等においても培っていく必要があります。特に、学校等は教育の場でもあり、心身の健康の保持増進を図るために必要な知識態度を習得させるための健康教育を実践することにより、健幸まちづくりに資する活動に取り組むよう努めることを明記しています。

また、様々な主体による健幸まちづくりに資する活動や市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に、学校等が協力するよう努めることを定めています。

## (保健医療福祉関係者の役割)

### 第8条

- (1) 保健医療福祉関係者は、基本理念にのっとり、自らの活動を通じて保健医療福祉に関する正しい情報を提供し、それぞれの個人に応じた適切な保健医療福祉サービスの提供を受けられるよう努めるものとする。
- (2) 保健医療福祉関係者は、市民公益活動団体、事業者又は学校等が行う健幸まちづくりに資する活動及び市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (解説)

それぞれの専門性を活かし、保健医療福祉に関する正しい情報を市民に提供するとともに、保健指導、健康診断、検診、栄養・食事相談、介護予防、その他の保健医療福祉サービスを市民がそれぞれの個人に応じ適切に受け取ることができるよう努めることを明記しています。

また、様々な主体による健幸まちづくりに資する活動や市が実施する健幸まちづくりの推進に関する施策に、保健医療福祉関係者が協力するよう努めることを定めています。

## (市の責務)

### 第9条

- (1) 市は、基本理念にのっとり、健幸まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。
- (2) 市は、前項に規定する施策を策定し、実施するにあたっては、検証等による評価及び見直しを行い、効率的かつ効果的な施策の推進を図るものとする。

### (解説)

市は、健幸まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定、実施するものとし、実施するにあたっては、検証等による評価、見直しを行い、効率的かつ効果的な施策の推進を図ることを明記しています。

## (基本計画)

### 第10条

- (1) 市長は、健幸まちづくりの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。
- (2) 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。  
「健幸」につながるまちづくりの推進に関すること。  
からだと心の健康づくりに関すること。  
歯と口の健康づくりに関すること。  
食育の推進に関すること。  
前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (3) 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、川西市付属機関に関する条例（昭和52年川西市条例第3号）別表に規定する川西市健康づくり推進協議会の意見を聴かなければならない。
- (4) 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (5) 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(解説)

健幸まちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定し、重点的に取り組む4分野(「健幸」につながるまちづくりの推進、からだと心の健康づくり、歯と口の健康づくり、食育の推進)及びその他必要と認める事項についての施策の基本的な方針等を定めています。

なお、第3項では、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ健康づくり推進協議会の意見を聴くこととしています。

(「健幸」につながるまちづくりの推進に関する施策)

第11条 市は、「健幸」につながるまちづくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

運動の習慣化を促進するため、楽しく歩くことを基本とした市民が主体的に行う健康づくりの取組の奨励に関すること。

生涯にわたりいきいきと元気に過ごすため、多様な地域交流と社会参加ができる環境の整備に関すること。

健康づくりを支援する生活環境、交通環境その他の環境の整備に関すること。

前3号に掲げるもののほか、「健幸」につながるまちづくりを推進するために必要な施策

(解説)

個人の健康は社会環境の影響を大きく受けることから、健康づくりに取り組みやすい環境を整えることが重要です。ここでは、市が行う『「健幸」につながるまちづくり』を推進するための施策を規定しています。

運動の習慣化を促進するため、楽しく歩くことを基本とした、市民が主体的に健康づくりに取り組む意欲が喚起される施策を実施することとしています。

人と人のつながりの力が高い地域に住んでいる人ほど健康度も高いと言われていることから、生涯にわたっていきいきと元気に過ごすために、多様な地域交流と社会参加ができる環境の整備に関する施策を実施することとしています。

健康につながる視点からも、コミュニティ活動、自治会活動、社会教育活動、ボランティア活動等への参加機会を促進し、交流の場づくりをすることが必要です。

また、遊歩道や公園など身近な地域で出会った人との挨拶や会話といった、小さな出会いがある「外出することが楽しいまち」も、人と人とのつながりの力が高まり地域の活性化にもつながります。

外出を促す歩行空間の形成や公共交通の利用環境を高めるなど、健康づくりを支援する生活環境や交通環境その他の整備に関する施策を実施することとしています。

健康づくりのため、市民の外出を促すためには、誰もが安心して快適に歩ける歩道や安全に通行できる自転車通行空間、沿道景観、休憩場所、公園、利用しやすい公共交通等の環境整備が必要です。

(からだと心の健康づくりに関する施策)

第12条 市は、からだと心の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

生活習慣病、感染症その他の疾患の予防に関する知識の普及及び啓発に関すること。

健康診査、がん検診等、予防接種及び保健指導その他の保健事業に関すること。

心の健康づくりに関する知識の普及及び啓発、相談に関すること。

前3号に掲げるもののほか、からだと心の健康づくりを推進するために必要な施策

(解説)

少子高齢化が進む中で、健康寿命の延伸を実現するには、生活習慣病を予防するとともに、社会生活を営むための機能を高齢になっても可能な限り維持していくことが重要です。社会生活を営むために必要な機能を維持するためには、ライフステージに応じたからだの健康と心の健康が重要です。

市が行う生活習慣病等の予防に関する健康づくりと心の健康づくりを推進するための施策を規定しています。

「生活習慣病等の予防に関する知識」には、具体的には以下のものがあげられます。

- ・ライフステージに応じた適切な運動や健全な食生活など好ましい生活習慣
- ・特定健診・がん検診及び特定保健指導の有用性
- ・喫煙・飲酒による健康被害
- ・感染症（インフルエンザ等）の予防

第1号に掲げる施策として、以下のものがあげられます。

- ・ホームページや広報媒体等を通じた広報活動の実施
- ・講演会や教室等の開催

市が行う主な保健事業は以下のものです。

これらは、(一社)川西市医師会や関係機関と連携し行うものです。

- ・健康増進事業（健康手帳交付、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導、がん検診、健康診査等）
- ・予防接種事業（予防接種法に基づき実施される「定期接種」および「臨時接種」等）
- ・母子保健事業（母子健康手帳の交付、乳用児健康診査、健康相談、健康教育、家庭訪問等）
- ・介護予防事業（転倒予防・運動機能向上、認知症予防、うつ・閉じこもり予防、口腔ケアなどのプログラムを取り入れた介護予防教室の開催等）

心の健康とは、人がいきいきと自分らしく生きるための重要な条件です。うつ病をはじめとする心の病気は、自殺との関連が深いといわれています。心の健康を保つには、休養の重要性を認識し、十分な睡眠をとり、ストレスと上手に付き合うことが大切です。そして、本人はもとより、周囲の人も心の不調に早めに気づき、声かけするなど、社会全体での支えあいが必要です。そのために、一人ひとりが心の病気に対する正しい知識をもち、適切なストレスマネジメントを施すことができるよう知識の普及及び啓発を行うこととしています。

また、虐待やいじめ、DV（ドメスティックバイオレンス）、うつ病等、個々に応じた相談事業や支援に取り組むとともに、不安や負担を抱え孤立しやすい子育て中の保護者や高齢者等の介護者が気軽に悩みを相談することができる体制の整備に取り組むこととしています。

(歯と口の健康づくりに関する施策)

第13条 市は、歯と口の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

生涯にわたる歯と口の健康の保持の重要性や健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関すること。

歯科健診、歯科保健指導、歯科相談その他の歯科保健事業に関すること。

障がい者、介護を必要とする高齢者その他の歯科保健医療サービスを受けるにあたり特に配慮を要する者に対する支援に関すること。

前3号に掲げるもののほか、歯と口の健康づくりを推進するために必要な施策

(解説)

歯と口の健康は、糖尿病などの生活習慣病の予防はもとより、全身の健康の保持増進にも深くかわり、生涯自分の歯で「よく噛んでおいしく食べる」「会話を楽しむ」などといった生活の質の向上のためにも重要です。

市が行う「歯と口の健康づくり」を推進するための施策を規定しています。

市民の歯と口の健康づくりに対する意識を高めると同時に 8020 運動のさらなる推進を図るため、「歯と口の健康」の重要性や、全身疾患との関係、予防方法などの必要な情報や知識をセミナーの開催などを通じて普及啓発することについて定めたものです。

市が行う歯科保健事業は以下のものです。

これらは、(一社)川西市歯科医師会や関係機関と連携し行うものです。

- ・健康増進事業(歯周疾患健診、健康教育、歯科相談等)
- ・母子保健事業(妊婦・乳幼児歯科健診、健康教育、歯科相談等)
- ・学校歯科保健事業(学校歯科検診、啓発事業等)
- ・歯科診療事業(要介護高齢者、障がい児者、休日歯科応急等)

川西市ふれあい歯科診療所において、障がいや全身疾患に配慮した治療が必要な人や、介護の必要な高齢者が安心して歯科治療を受けたり相談したりできる歯科保健医療サービスを実施します。

また、治療後の健康の維持や誤嚥性肺炎の予防、口腔機能の維持向上のために定期検診を行うとともに、(一社)川西市歯科医師会立「訪問歯科センター」との連携により、継続した口腔ケアの実施や訪問歯科診療など、途切れることのないサービスを提供するものです。

#### (食育の推進に関する施策)

第14条 市は、食育を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

食を通じた健康に関する知識の普及及び啓発に関すること。

心豊かな食文化の醸成や食環境づくりに資するための事業に関すること。

前2号に掲げるもののほか、食育を推進するために必要な施策

#### (解説)

私たちの生活において「食」は生産から流通・消費・廃棄・再生など、あらゆる分野に関わります。近年、生活習慣病の慢性化、食文化の継承や食の安全について不安が高まるなど、社会的な警鐘が鳴らされるなか、生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性を育むために、国・県・市等では各地域特性を踏まえた食育の推進が地域協働で図られているところです。

ここでは市が行う「食育」を推進するための施策を規定しています。

健康を維持・推進するうえで健全な食生活の営みは不可欠です。市民自身が食生活を振り返ることで食への関心を持ち、食に関する判断力を養うことできるよう、知識の普及啓発に関する施策を定めています。

規則正しい食習慣や栄養バランスの取れた食生活の実践につながる啓発事業には「生活習慣病予防教室」などの事業や、広報誌での啓発記事の連載などがあげられます。

食は多岐の分野に接点を持つことから、地域協働や庁内連携のもと、多様な食育の推進に取り組んでいます。

人が健やかで心豊かな人間性を育むために、様々な食体験や食を通じたコミュニケーションを進めることで、食の楽しさを実感するとともに、自然や食に関わる様々な人との共生の大切さ、食文化の伝承、食の安全安心に関する知識等について学ぶことを定めています。代表的な事業に「かわにし食育フォーラム」「親子料理教室」などがあげられます。



(人材の育成及び活用)

第15条 市は、健幸まちづくりの推進を図るため、地域等において健幸まちづくりに資する活動を自主的に展開できる人材の育成及び活用に努めるものとする。

(解説)

地域等において健幸まちづくりに資する活動を自主的に展開できる人材の育成及び活用に努めることとしています。

また、市のスポーツ推進委員や市内に在住する県の健康づくり推進員などの活用も必要です。

(普及活動の推進)

第16条 市は、健幸まちづくりについての理解を深めるため、その普及活動を行うものとする。

(解説)

健幸まちづくりに関する市民の理解と関心を深めるため、様々な機会を通じて普及活動を行います。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(解説)

条例の施行に関し必要な事項については別に定めることとしています。

付 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。